

○東京弁護士会法律相談センター利用基準

(2024 年 5 月 13 日制定)

(目的)

第1条 この利用基準は、法律相談センター運営規則及び法律相談センター運営細則で定める法律相談所の利用に当たって必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この利用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) センター 東京弁護士会が単独で運営する法律相談所をいう。
- (2) 本会 東京弁護士会をいう。
- (3) 利用者 センターにおいて法律相談を受けようとする者、受けている者又は受けたことがある者をいう。

(利用方法)

第3条 利用者は、センターが指定する予約フォーム又は電話で事前に予約することにより、予約した日時において、法律相談をすることができる。

- 2 利用者は、相談の予約を変更又はキャンセルする場合は、事前に相談を予約したセンターへ申し出なければならない。
- 3 本会は、利用者から同一内容について相当と認められる回数を明らかに超える相談の申込みがあった場合は、当該申込みを拒絶することができる。

(センターの利用に関する禁止行為)

第4条 利用者は、センター内において次に掲げる行為（第3号に掲げる行為については、予約時等における電話によるものを含む。）を行ってはならない。

- (1) 撮影行為及び録音行為
 - (2) 退去を求められたにもかかわらず、又は正当な理由なく長時間にわたってセンター内に居座る行為
 - (3) 他の利用者、センターの職員及び弁護士に対する暴力行為、強要行為、暴言、威圧的な言動その他の迷惑行為
 - (4) 安全及び衛生を維持するためにセンターが特に求めた事項に従わない行為
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に支障のある行為
- 2 本会は、前項各号の行為を行った者に対し、次に掲げる措置をとることができる。
- (1) 既に予約を受け付けた申込みに係る法律相談を拒絶すること。
 - (2) 実施中の法律相談を中止すること。
 - (3) センターの利用を禁止し、又は制限すること。

(損害の賠償)

第5条 利用者は、故意又は過失により、センターの設備、器具等を損壊し、棄損し、著しく汚損し、又は紛失したときは、本会に対し、当該行為によって生じた損害の賠償をしなければならない。ただし、本会が相当と認めたときは、損害賠償に代えて、当該設備、器具等と同一又は同等の物品の提供をすることができる。

附 則

この基準は、日本弁護士連合会の承認を得て公示し、2024年8月1日から施行する。